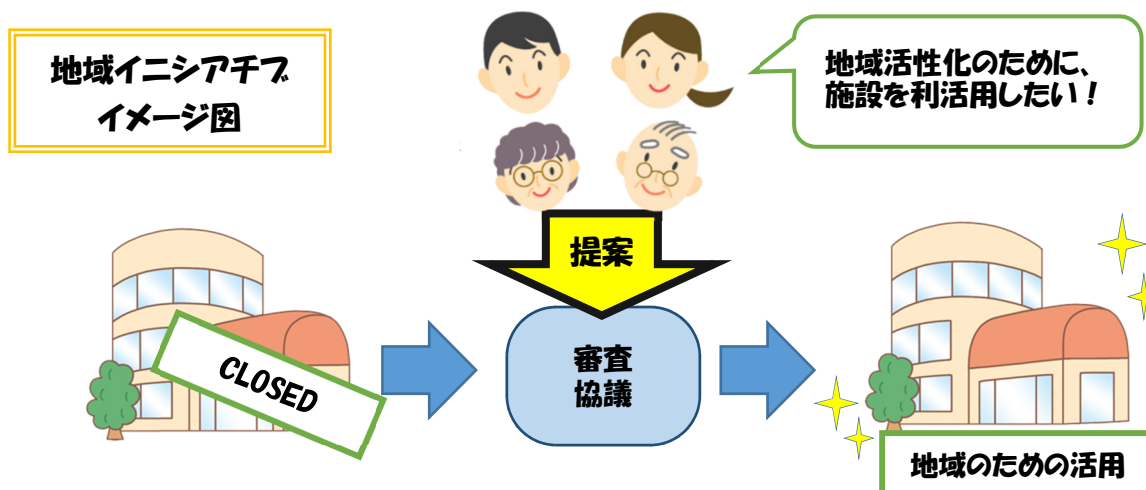


H31年4月～

公共施設を地域のために活用しませんか

三田市 公共施設の利活用における地域イニシアチフ制度

廃止される公共施設や学校の余裕教室などを、地域の課題解決や活性化のために自らが主体となって利活用することを、市長に提案できる制度を創設しました。



1 だれが提案できるの？ (要綱第2条)

地域内で活動を行う団体などで、地域の課題解決や活性化を目的としている場合にご提案いただけます。また、民間事業者などとの共同提案も可能です。(提案の前に、提案主体としての確認を行います。)

2 どの施設を利活用できるの？ (要綱第3条)

以下の①～③の施設が、提案できる対象施設です。

- ① 公共施設としての用途が廃止となる施設で、市長が指定する施設
- ② 現在使用している公共施設のうち、貸室などを除く有効活用が可能な施設の一部(指定なし)
- ③ 学校や幼稚園の余裕教室で、教育委員会が指定する施設

⇒ ①及び③の指定施設は状況に応じて変更されます。現在の施設は、市ホームページでご確認いただけます。

3 施設の管理は誰がするの？

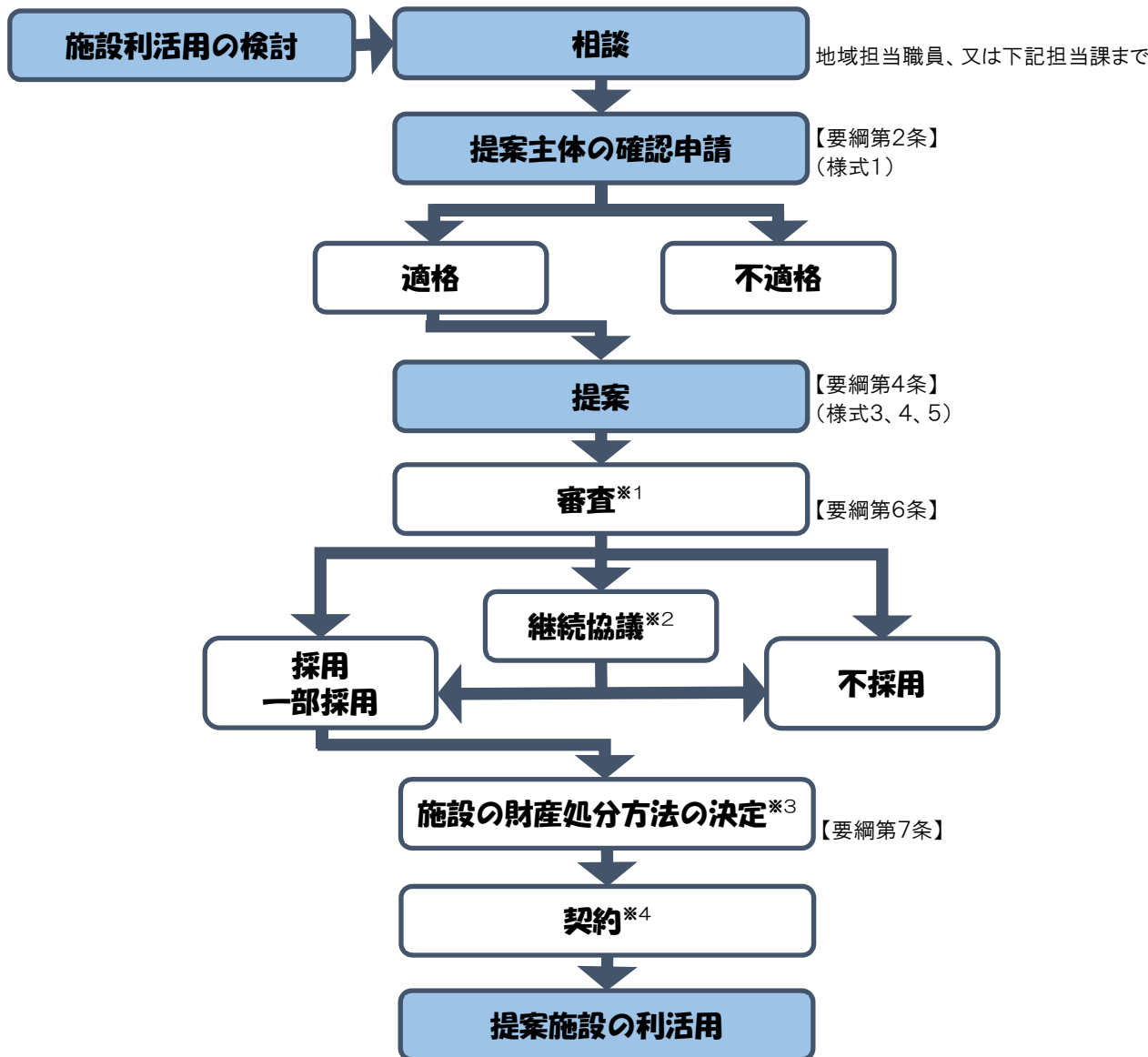
提案の内容によって、譲渡や貸付などの適した方法を選択します。施設の維持管理は、提案者に行っていただきます。

4 どんなことができるの？

提案者自らが主体的に実施し、地域の課題解決や活性化に資する内容であれば、ご提案いただけます。

まずは、各地域の地域担当職員又は、公共施設マネジメント推進課へご相談ください。

■ 提案の大まかな流れ



※1 審査では、以下の項目について確認します。(要綱第6条第5項)

- ①地域イニシアチブによる提案施設に係る利活用の範囲 ②提案施設を利活用する者 ③提案施設を利活用する目的 ④提案施設を利活用するに当たっての条件 ⑤提案施設の維持管理に要する費用負担 ⑥提案施設を利活用する期間 ⑦提案内容に反した場合の取扱い ⑧その他必要な事項

※2 提案は良いものの、課題があるためすぐ実施できない場合等は、期限を定めて「継続協議」とします。

※3 提案施設における財産の管理及び処分については、施設の性質、提案主体及び提案内容に応じて、法令等の定めるところにより決定します。

※4 財産処分方法により、適した契約とします。

○ 提案主体の確認申請や提案に必要な様式は、市ホームページに掲載しています。

○ Q2.①②の施設については、令和元(平成31)年度審査分の提案期間を **4月1日～12月27日** とし、期間中に提案頂いた内容について、1月以降に審査いたします。③の施設については、取扱いが異なりますので、下記担当課までお問い合わせください。

○ 提案に際しては、事前に相談を行ってください。

Q2.③の施設については...

三田市 教育総務課

TEL : 079-559-5132

Email : ksoumu_u@city.sanda.lg.jp

三田市 公共施設マネジメント推進課

〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1

TEL : 079-559-5113

Email : shisetsu_manage@city.sanda.lg.jp